

別記様式第1号(第四関係)

ながのけん とよおかむら
長野県豊丘村活性化計画

長野県 豊丘村

平成28年2月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	長野県豊丘村活性化計画						
都道府県名	長野県	市町村名	豊丘村	地区名(※1)	豊丘地区	計画期間(※2)	平成28年度～平成32年度

目 標 : (※3)

当地区で15年前より取り組んできた収穫体験・果樹オーナー等の観光体験農業の成果である都市部との年間26,000人に及び交流人口及び地区内女性グループが蓄積してきた高い水準の農産物加工技術を活かし、地域資源活用総合交流施設(地域連携販売力強化施設)を整備することで、これまで市場取引できずに廃棄していた良質な規格外の地域産農林産物の販売額増加、村内女性グループによる農産加工品の加工促進・売上増加を図り、地域産農林産物・農産加工品の販売力強化・ブランド化による農業振興・地域活性化を目指す。さらに、施設整備による相乗効果で、交流人口のさらなる増加につなげる。

具体的な数値目標として、当地区における地域産物の販売額について152,843千円の増、交流人口について21,849人の増、農産加工品新商品開発数を毎年10とする。

目標設定の考え方

地区の概要:

豊丘地区は、西側を中央アルプス、東側を南アルプスに囲まれた長野県伊那谷南部の飯田市近郊・天竜川東岸に位置し、天竜川により形成された“日本一”と言われる河岸段丘上に発達した農村であり、総面積は76.79km²である。本村は「農業立村」を掲げ、農業構造改善事業等を取り入れながら農地の基盤整備を進め、天竜川沿岸の下段地域には水田が、また河岸段丘を重ねる中段地域と山間地域(上段地域)には果樹団地が整備され、りんご、桃、梨、ぶどうなどが栽培されている。果樹の中でも生産量が多いのがりんごであり、西日を受け高い技術により栽培されることから品質がよいことで知られている。また、柿の栽培も盛んで、全国ブランドの干し柿「市田柿」として加工され高値で取引されている。その他、肉牛、乳牛、養豚等の畜産も盛んで、特に養豚は南信州地域の出荷量のほとんどを占める。

また、当地区の面積の80%を占める森林には赤松林が発達しているが、ここからは良質な松茸が大量に収穫され、松茸生産量全国1位を誇る長野県の中でも有数の産地として知られる。人口は平成22年2月に7,039人だったのが平成27年2月には6,925人と直近5年間で114人減少(△ 1.6%)した。総農家戸数は平成17年に820戸だったのが平成22年には781戸と直近5年間で39戸減少(△ 4.8%)しており、人口、農家戸数とも減少傾向にある。

現状と課題

本地区は、農業従事者の高齢化と農作物価格の低迷による後継者の減少から農業従事者の減少が続いている。平成24年より村内各果樹団地において「人・農地プラン懇談会」を開催し、その中で農業経営意向調査を行ったところ7割の方に後継者はいないという結果となり、このままでは10年後に農業従事者が半減する可能性もある。また、農地の耕作放棄地化も進んでおり、地区内の遊休農地は中段地域及び山間部を中心に全農地面積の25%(140ha)、そのうち再生不可能な荒廃農地は約60haに及んでいる。

本地区は中央自動車道の松川ICと飯田ICのほぼ中間に位置し、中央自動車道経由で名古屋まで2時間、東京まで3時間30分で到達できるという立地条件を生かし、平成12年度に豊丘村交流支援センター(指定管理者 NPOだいち)を開設し、南信州地域の中でも先駆的に都市住民による観光体験農業に取り組んできた。果樹オーナー制度や桃狩り、いちご狩り、竹の子狩りといった体験メニューを設け、現在では都市部から年間約26,000人が当地区を訪れる。

観光体験農業を訪れた都市住民による「地域産農林産物を購入したい」「地域産農林産物を使った食事をとりたい」というニーズは高まっているが、地区内には地域産農林産物を販売する農林産物直売所及び地域産農林産物を使用した食材を提供する農家レストランは存在しないため、交流人口増加による農家所得への波及効果は限定されたものにとどまっている。

その他、当地区では平成12年より村内農家の女性グループが規格外農産物を活用し、“安全・安心・無添加”にこだわった農産加工品製造に取り組み、商品アイテムの増加、売上の拡大とともに平成24年には常設店舗を開設し、連日多くのお客が訪れている。その加工技術は非常に高い水準にあり、農村女性の地域貢献活動を対象とした(一財)農村開発企画委員会主催の平成25年度「食アメリコンテスト」において農林水産大臣賞を受賞している。近年、これまでの実績を生かし、地域産農林産物を活用した菓子・パン加工など新たな加工に取り組み出したが、現在の加工所は手狭なため新たな菓子・パン加工に取り組むことが困難な状況である。

また、2027年には東京・名古屋間を約40分で結ぶリニア中央新幹線が開業予定であり、開業後は当地区から車で10分程度の飯田市上郷地区に「長野県駅(仮称)」が設置され、東京まで50分、名古屋まで30分と大都市圏との劇的な時間距離短縮が見込まれる。このことを見据え、第5次豊丘村総合振興計画(平成25～34年度)にも位置づけたように、観光体験農業メニューの充実により、さらなる都市部との交流人口の増加を図っていく必要がある。

今後の展開方向等(※4)

当地区における農業従事者の高齢化、後継者不足による農業従事者の減少は耕作放棄地化を加速し、多面的機能を持つ農地の維持を困難にしつつある。しかし、当地区には、15年前より先駆的に取り組んできた観光体験農業を目的に毎年多くの都市住民が訪れるほか、村内女性グループが蓄積してきた高い農産物加工技術があり、これらの地域資源を最大限に活かしながら、当地区の基幹産業である農業を守るために以下の取組みを行い、地域産農林産物・農産加工品の販売額増加及びさらなる都市部との交流人口増加を目指す。

①農林産物直売所を開設し、これまで市場取引できずに廃棄するしかなかった良質な規格外の地域産農林産物、また地区内女性グループが製造した農産加工品を販売することで、地域産農林産物、農産加工品の新たな販売チャネルを形成する。

②農家レストランを開設し、地域産農林産物や農産加工品を活用した料理・デザート等を都市住民等に提供する。

③農家レストランと併設して農産物加工施設を整備し、これまで十分でなかった菓子・パン加工等新たな農産物加工に取り組む。

以上①～③の施設を観光体験農業で当地区を訪れる都市住民との交流拠点及び地域産農林産物・農産加工品の販売拠点と位置づけ、観光体験農業、農林産物直売所、農家レストラン及び農産物加工施設を一体的に運営することによる相乗効果で、地域産農林産物の販売額増加、都市との交流人口のさらなる増加を図り、地区農業の維持を目指す。

【記入要領】

※1 「地区名」欄には活性化計画の対象となる地区が複数ある場合には、すべて記入する。

※2 「計画期間」欄には、法第5条第2項第4号の規定により、定住等及び地域間交流を促進するために必要な取組の期間として、原則として3年から5年程度の期間を記載する。

※3 「目標」欄には、法第5条第3項第1号の規定により、設定した活性化計画の区域において、実現されるべき目標を、原則として定量的な指標を用いて具体的に記載する。

※4 「今後の展開方向等」欄には、「現状と課題」欄に記載した内容を、どのような取組で解消していくこととしているのかを、明確に記載する。

また、区域外で実施する必要がある事業がある場合には定住等及び地域間交流の促進にどのように寄与するかも明記する。

2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第2号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
豊丘村	豊丘地区	地域資源活用総合交流促進施設(地域連携販売力強化施設)	豊丘村	有	ハ	

(2) 法第5条第2項第3号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考
豊丘村	豊丘地区	豊丘村商業拠点整備事業	豊丘村	村単独による日用品・食料品販売店舗整備 計画期間:平成28年度～平成29年度
豊丘村	豊丘地区	社会資本整備総合交付金事業(道路道の駅整備事業)	豊丘村	駐車場、トイレ、休憩・情報発信施設整備 (※農山漁村振興交付金事業との重複部分はなく、用途・目的による事業費を適正に区分している) 計画期間:平成28年度～平成29年度

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

南信州地域の市町村で構成される南信州広域連合が主体となり、中京圏でのPRイベントやガイドブックの発行などを実施するほか、下伊那北部総合事務組合に加入している5町村(豊丘村、高森町、松川町、喬木村、大鹿村)でパンフレットや観光案内看板を共同作製している。

【記入要領】

- ※1 「法第5条第2項第2号に規定する事業」欄には、定住等及び地域間交流を促進するために必要であって、かつ、農林水産省所管の事業について記載する。なお、活性化計画の区域外で実施する事業は、備考欄に「区域外で実施」と記載する。
- ※2 「事業名(事業メニュー名)」欄に記載する事業のうち、交付金を希望する事業にあつては、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領別表1の「事業名」とあわせ、()書きで、「事業メニュー名」を記載すること。
- ※3 「法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別」の欄には、交付金希望の有無にかかわらず、該当するイ・ロ・ハ・ニのいずれかを記載する。
- ※4 「法第5条第2項第3号に規定する事業・事務」欄には、上段の(1)の表に記載した事業と一体となって、その効果を増大させるために必要な事業等を記載する。
- ※5 「関連事業」欄には、施行規則第2条第3号の規定により、上段(1)及び(2)の事業に関連して実施する事業を記載する。
- ※6 「他の地方公共団体との連携に関する事項」欄には、法第5条第3項第2号の規定により、他の地方公共団体との連携に関する具体的な内容について記載する。

3 活性化計画の区域(※1)

豊丘地区(長野県豊丘村)	区域面積 (※2)	7,679 ha
区域設定の考え方 (※3)		
①法第3条第1号関係: 平成22年農林業センサスによると、本地区の総面積 7,679haのうち、山林が6,296haで82%、農地は382haで 5%と農林地が87%を占めている。平成22年の国勢調査によると、全就業者数3,783人に対し農業従事者は825人で22%を占めており、本地区にとっては農業が重要な区域である。		
②法第3条第2号関係: 国勢調査によると、本地区の人口は平成2年には7,254人だったが、平成22年には6,819人と435人(6%)も減少している。また、農林業センサスによると、本地区の農家数は平成2年には1,038戸だったが、平成22年には781戸と257戸(25%)も減少している。これは、農業従事者の高齢化や後継者難に起因するものであり、本地区の活性化を図るためには地域間交流を促進し、交流人口をさらに増やすことで地域産物の販売額を増加させ、農家所得の向上を図ることが必要不可欠である。		
③法第3条第3号関係: 計画地域は、全て農業振興地域であり、市街地を形成している区域は含んでいない。		

【記入要領】

※1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。

※2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。

※3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

(1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m ²)	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類(※1)	土地所有者		権利の種類(※1)	土地所有者		農地(※2) 市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別	市民農園施設 種別(※3)	
						氏名	住所		氏名	住所			
				該当なし									

(2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別(※5)	構造(※6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物		該当なし				
計						

(3)開設の時期 (農林水産省令第2条第4号ニ)

【記入要領】

- ※1 「権利の種類」欄には、取得等する権利について「所有権」「地上権」「賃借権」「使用貸借」などについて記載する。
- ※2 「市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別」欄には、イまたはロを記載する。
- ※3 「種別」欄には市民農園施設の種別について「給水施設」「農機具収納施設」「休憩施設」などと記載する。
- ※4 (1)に記載した市民農園の用に供する市民農園施設のうち建築物及び工作物について種別毎に整理して記載する。
- ※5 「種別」には(※3)のうち、建築物及び工作物である施設の種別を記載する。
- ※6 「構造」については施設の構造について「木造平屋」「鉄筋コンクリート」などと記載する。
- ※ 市町村は、市民農園の整備に関する事業を実施しようとする農林漁業団体等より、市民農園整備促進法施行規則(平成2年農林水産省・建設省令第1号)第9条第2項各号に掲げる図面の提出を受けておくことが望ましい。

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3)		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4)		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6)		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)		

※1の「農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針」欄は、法第5条第8項第1号の規定により、農用地の集団化等への配慮等農林地所有権移転等促進事業の実施に当たっての基本的な考え方を記載する。

※2の「移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法」欄には、法第5条第8項第2号の規定により、移転の対価を算定するときの基準について記載する。

また、支払いの方法については、例えば、「口座振込」など支払い方法が明確になるよう記載する。

※3の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準」欄には、法第5条第8項第3号の規定により、存続期間を設定する基準について記載する。

※4の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準」欄には、法第5条第8項第3号の規定により、残存期間を設定する基準について記載する。

※5の「設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法」欄には、地代又は、借賃をどのように算定するのか、支払いの方法についてはどのように行うのかを記載する。

※6の「農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件」欄には、例えば、有益費の償還等権利の条件の内容を記載する。

※7の「その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項」欄には、農林地所有権移転等促進事業によって成立する当事者間の法律関係が明らかになるよう、「賃貸借」「使用貸借」「売買」等を記載する。

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

活性化計画の終了翌年度の平成33年度において、農林産物直売所で販売された当地区産の農林産物売上、農家レストランの売上、観光体験農業の体験者数、新たな農産加工品商品開発数の実績から活性化計画の目標の達成状況について検証する。

この結果について、豊丘村による評価、税理士による経営指導を含めた経営診断の後、当地区の農協・農業委員等の農業関係者、商工会・村内企業・金融機関等の商工業関係者及び有識者等で構成される「村の駅とよおか(仮称)運営委員会」において外部の視点から評価を行い、実績及びその評価結果を豊丘村公式ホームページ等を通じて公表する。

【記入要領】

※1 施行規則第2条第5号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。

なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に見直すこととされていることにかんがみ、行われるものである。

その他、必要な事項があれば適宜記載する。

その他留意事項

①都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。

- ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
- ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
- ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。

②法第6条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱(平成19年8月1日付け19企第100号農林水産事務次官依命通知)の定めるところによるものとする。